

## 第61回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日（金曜日）  
午前10時30分（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地  
J R 神田万世橋ビル  
ステーションコンファレンス万世橋（4階）

### ■ 招集ご通知

### ■ 参考書類

### ■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

### ■ 添付書類

事業報告／計算書類（連結・個別）／監査報告書

## 信越ポリマー株式会社

証券コード：7970



議決権行使が簡単に！

「スマート行使<sup>®</sup>」対応

スマートフォンからQRコード<sup>®</sup>を読み取ることで、議決権を簡単に行使いただけます。



### 【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見えておりません。議決権の行使は郵送又はインターネット等で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛していただくことを強く推奨申し上げます。なお、本総会における感染予防の対応に関する詳細は下記ウェブサイトにてご確認ください。  
<https://www.shinpoly.co.jp/>



代表取締役社長 小野義昭

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第61回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当連結会計年度の業績は、以下にご報告申し上げますとおり、売上高は、前期に比べ減収となり、利益につきましては、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前期に比べ減益となりました。期末配当金につきましては、1株につき11円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。なお、期末配当金11円のうち2円は、創立60周年記念配当金でございます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて、前期に比べ2円増配の1株につき20円となります。

当社は、CSRを基本とした経営を推し進め、安全第一に、地球環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を念頭に行動するとともに、コーポレートガバナンスの充実及び新型コロナウイルスへの対応も含めたリスク管理に万全を期し、企業体質の強化と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

### 目次

第61回定時株主総会招集ご通知 P 2

株主総会参考書類 P 5

事業報告 P 20

連結計算書類 P 42

計算書類 P 45

監査報告 P 47

(証券コード 7970)  
2021年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町一丁目9番地  
**信越ポリマー株式会社**  
代表取締役社長 小野 義 昭

## 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2021年6月24日(木曜日)午後5時35分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時	2021年6月25日(金曜日) 午前10時30分(受付開始 午前9時30分)
2. 開催場所	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地 JR神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋(4階)
3. 会議の目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第61期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第61期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 会計監査人選任の件 第5号議案 当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
4. 招集に当たっての決定事項	● 議決権行使書面に議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。 ● 議決権行使書面と電磁的方法(インターネット等)による方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)による議決権行使を有効なものいたします。 ● 電磁的方法(インターネット等)の議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として当社は取り扱います。

以 上

○ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.shinpoly.co.jp/>)に掲載しております。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

○ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。


当社ウェブサイト⇒ <https://www.shinpoly.co.jp/>

● 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内


株主総会参考書類（P5～P19）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

**A 株主総会への出席による議決権行使**




同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、第61回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

**B 書面による議決権行使**



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月24日(木曜日)午後5時35分までに到着するようご返送ください。  
詳しくは、下記をご覧ください。

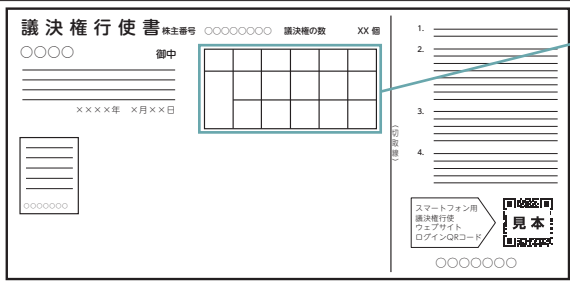
**C インターネット等による議決権行使**



インターネット等による議決権行使のご案内(P4)をご参照のうえ、スマート行使又は、議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従い、2021年6月24日(木曜日)午後5時35分までに議案に対する賛否をご入力ください。



## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○

※議決権行使書はイメージです。

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案・第4号議案・第5号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

### 第2号議案・第3号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

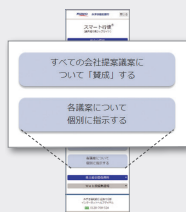
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

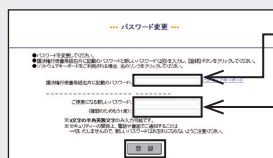
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ご了承ください事項

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使として取り扱いたします。
- インターネット等で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

### 機関投資家の皆様へ

- 議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524  
(受付時間 9:00~21:00 土・日・祝日を除く)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

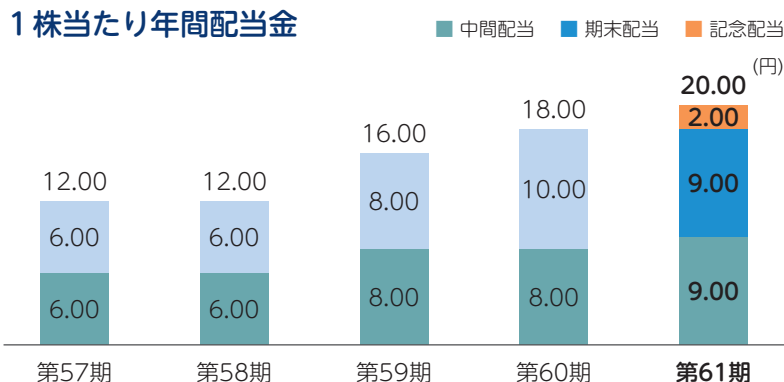
当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題のひとつとして認識しております。

経営基盤の強化と持続的成長による企業価値の向上を目的として、財務体質の健全性並びに研究開発投資や生産設備投資及びM&Aなどのための資金を確保しつつ、業績に応じた中期的に安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき11円とさせていただきますと存じます。なお、期末配当金11円のうち2円は、創立60周年記念配当金でございます。これにより、中間配当金9円を加えた年間配当金は、1株につき20円となり、前期と比較して2円の増配となります。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金11円 総額889,851,974円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2021年6月28日



## 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（11名）が任期満了となります。

つきましては、執行役員制度の導入に伴い、また、経営体制の効率化を図るため、取締役を6名減員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

下記の取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当		取締役会出席回数
1	おの 義昭	代表取締役社長	再任	14/14回
2	でと 利明	専務取締役 営業本部長	再任	14/14回
3	たかやま 高山 徹	常務取締役 社長室管掌 業務監査・環境保安管掌	再任	14/14回
4	とどろき 轟 茂道	取締役	再任 社外 独立	14/14回
5	みやした 宮下 修	取締役	再任 社外 独立	14/14回

候補者番号

1

おの よしあき  
小野 義昭

1944年1月1日生

再任

■ 所有する当社株式の数

57,800株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

8年

#### ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1967年 4月 信越化学工業株式会社入社

2000年 6月 同社シリコン電子材料技術研究所長

2003年 6月 同社取締役

2004年11月 同社新規製品部長

2005年 6月 同社常務取締役

2007年12月 同社研究開発部長・特許部長

2009年 6月 同社代表取締役専務・シリコン事業本部長

2013年 6月 当社代表取締役社長（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■ 取締役候補者とした理由

小野義昭氏は、信越化学工業株式会社でのシリコン事業を中心とした幅広い知見や経験を有し、当社代表取締役就任後は、強いリーダーシップを発揮し、当社の業績回復に尽力していることから、引き続き取締役会での監督機能や当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

で と としあき  
出戸 利明

1952年12月17日生

再任

■ 所有する当社株式の数

70,600株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

9年

#### ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1980年10月 当社入社

1997年 6月 当社機能製品事業本部OAグループマネジャー

2007年 6月 当社高機能製品事業本部機能製品事業部長

2012年 6月 当社取締役

2013年 6月 当社高機能製品事業本部長

2014年 4月 当社営業本部長（現任）

2016年 6月 当社常務取締役

2018年 6月 当社専務取締役（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■ 取締役候補者とした理由

出戸利明氏は、主に精密成形品事業に従事し、営業における豊富な経験や知見を有しており、現在は、営業本部の責任者を務めるなど、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

3

たかやま  
高山 徹

1952年11月2日生

再任

■ 所有する当社株式の数

35,400株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

9年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 4月 当社入社	2012年 6月 当社取締役
1994年 4月 当社香港支店長	当社電子デバイス事業本部長
2002年 6月 Shin-Etsu Polymer America, Inc.社長	2014年 4月 当社営業本部海外営業統括室長
2004年 3月 Shin-Etsu Polymer México, S.A. de C.V.社長	2017年 6月 当社社長室長
2007年 6月 当社電子デバイス事業本部 R C 事業部長	当社業務監査・環境保安管掌 (現任)
2008年10月 当社電子デバイス事業本部営業本部長	2018年 6月 当社常務取締役 (現任)
2010年 3月 蘇州信越聚合有限公司董事長	2021年 6月 当社社長室管掌 (現任)
信越聚合物 (上海) 有限公司董事長	

## ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ■ 取締役候補者とした理由

高山徹氏は、主に電子デバイス事業に従事し、海外拠点の責任者を務めるなど、豊富な経験や知見を有しており、現在は社長室、業務監査・環境保安を管掌するなど、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

とどろき  
轟 茂道

1946年11月9日生

再任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

6年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1972年 3月 公認会計士登録	2007年 8月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員
1988年 6月 監査法人中央会計事務所代表社員	2011年 6月 財団法人産業経理協会 (現 一般財団法人産業経理協会) 監事
2005年 5月 轟 茂道税理士事務所所長 (現任)	2013年 9月 公認会計士轟 茂道事務所所長 (現任)
2006年 1月 公認会計士試験 (口述) 試験委員	2015年 6月 当社取締役 (現任)

## ■ 重要な兼職の状況

公認会計士・税理士 轟 茂道事務所所長

## ■ 社外取締役候補者とした理由

轟 茂道氏は、公認会計士及び税理士として、長年培われてきた知識及び経験により、客観的かつ専門的な視点から、引き続き当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

轟 茂道氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、長年の公認会計士及び税理士としての豊富な知識及び経験により、会社経営を監督する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、轟 茂道氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの年数は6年であります。なお、轟 茂道氏は、公認会計士・税理士 轟 茂道事務所の所長を務めておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。

候補者番号

5

みやした  
宮下

おさむ  
修

1954年12月18日生

再任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

2年

#### ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月	三菱商事株式会社入社	2015年 4月	エム・シー・ヘルスケア株式会社代表取締役社長
2010年 4月	同社理事関西支社副支社長	2019年 4月	同社顧問
2011年 4月	同社理事リテイル・ヘルスケア本部長	2019年 6月	当社取締役（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■ 社外取締役候補者とした理由

宮下修氏は、総合商社において主に医療品事業分野での豊富な経験と見識を有しており、そうした観点から、当社の経営に対し、客観的でかつ適切な監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。また、宮下修氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの年数は2年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者のうち、過去10年間における親会社である信越化学工業株式会社及びその子会社等の業務執行者であった者の地位及び担当は、上記「略歴並びに当社における地位及び担当」欄に記載のとおりであります。
3. 轟 茂道氏及び宮下修氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、轟 茂道氏及び宮下修氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本総会において両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 候補者との責任限定契約  
当社は、社外取締役との間に会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。  
当社は、社外取締役候補者轟 茂道氏及び宮下修氏との間で、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。轟 茂道氏及び宮下修氏が取締役になされた場合、当社は両氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。  
当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容は、事業報告のP34に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役野口修一氏及び監査役宮崎盛雄氏が任期満了となります。つきましては、監査体制の強化及び充実を図るため1名増員し、監査役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

みやざき もりお  
**宮崎 盛雄**

1952年3月12日生

再任

社外

■ 所有する当社株式の数

3,000株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 監査役会への出席状況

20回/20回

■ 在任年数

4年

### ■ 略歴及び当社における地位

1975年 4月 信越化学工業株式会社入社

1976年 7月 信越酢酸ビニル株式会社経理部

1979年 8月 信越化学工業株式会社経理部

2012年 6月 信越半導体株式会社監査役

2013年 7月 Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited  
取締役

Asia Silicones Monomer Limited取締役

2017年 6月 当社常勤監査役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### ■ 社外監査役候補者とした理由

宮崎盛雄氏は、会計及び財務に関する経験及び知見にすぐれ、そうした経験と知見を、引き続き当社の監査体制の強化に生かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としました。なお、宮崎盛雄氏は、現在、当社の社外監査役（常勤）ですが、監査役に就任してからの年数は4年であります。

候補者番号

2

ひらさわ ひであき  
平澤 秀明

1955年9月25日生

新任

■ 所有する当社株式の数

8,850株

■ 取締役会への出席状況

-回/-回

■ 監査役会への出席状況

-回/-回

■ 在任年数

-年

### ■ 略歴及び当社における地位

1981年 5月 当社入社

1998年 8月 Shin-Etsu Polymer México, S.A. de C.V.  
General Manager

1999年 9月 Shin-Etsu Polymer America, Inc.  
General Manager

2007年 3月 同社社長

2011年 7月 当社経理グループマネジャー

2014年 4月 当社管理本部経理部長（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### ■ 監査役候補者とした理由

平澤秀明氏は、長年、当社の経理業務に従事し、海外拠点の責任者を務めるなど、会計及び財務等に関する経験及び知見にすぐれ、そうした経験と知見を当社の監査体制の強化に生かしていただけるものと判断し、監査役候補者となりました。

候補者番号

3

よしはら たつお  
吉原 達生

1954年12月27日生

新任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

-株

■ 取締役会への出席状況

-回/-回

■ 監査役会への出席状況

-回/-回

■ 在任年数

-年

### ■ 略歴及び当社における地位

1977年 4月 住友ベークライト株式会社入社

2010年 1月 同社執行役員（欧州地域事業担当）

2010年10月 同社経営戦略企画室長

2014年 4月 同社常務執行役員（プレート、デコラ、シート  
防水事業担当）

2016年 4月 同社常務理事

住ベ情報システム株式会社代表取締役社長

2020年 6月 住友ベークライト株式会社アドバイザー（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### ■ 社外監査役候補者とした理由

吉原達生氏は、事業会社において幅広い分野での豊富な経験と見識を有しており、そうした経験と見識を当社の監査体制の強化に生かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮崎盛雄氏及び吉原達生氏は、社外監査役候補者であります。
3. 宮崎盛雄氏は、過去10年間に於いて、当社の親会社である信越化学工業株式会社並びに当社の親会社の子会社であるShin-Etsu Silicones (Thailand) Limited及びAsia Silicones Monomer Limitedの業務執行者であり、その地位及び担当は、上記「略歴及び当社における地位」欄に記載のとおりであります。また、同氏は、過去10年間に於いて、当社の親会社の子会社である信越半導体株式会社の監査役であったことがあります。
4. 平澤秀明氏は、監査役への就任と同時に当社の業務執行者を退任する予定であります。
5. 本総会において、吉原達生氏が原案どおり選任された場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。
6. 候補者との責任限定契約  
当社は、社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。  
当社は、社外監査役候補者宮崎盛雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。宮崎盛雄氏が監査役に再任された場合は、当社は同氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、社外監査役候補吉原達生氏が監査役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。  
当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。  
当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容は、事業報告のP34に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

## 社外役員の独立性基準

当社は、当社の社外役員の独立性を判断する基準として、以下に掲げる事項に該当しない者であることとします。

1. 当社及び当社の親会社、子会社、関連会社（兄弟会社を含む。以下同じ。）の業務執行者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員その他これらに準ずる者及び使用人をいう。以下同じ。）
2. 当社の親会社の監査役
3. 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者）
4. 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等である場合は、当該法人等に所属する者）
5. 当社から多額の寄附を受け取っている者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者）
6. 最近において上記1. から5. のいずれかに該当していた者
7. 以下の各号に掲げる者（重要な者（注）に限る。）の二親等以内の親族
  - (1) 当社及び当社の親会社、子会社、関連会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、当社子会社の会計参与を含む。）
  - (2) 上記2. から5. に掲げる者
  - (3) 最近において上記(1) 又は(2) に該当していた者

(注) 「重要な者」とは、

- (イ) 業務執行者の場合、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。
- (ロ) 監査法人又は会計事務所に所属する者のうちの公認会計士、法律事務所に所属する者のうちの弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうちの評議員、理事及び監事等の役員をいう。

## 第4号議案 会計監査人選任の件

本株主総会終結の時をもって、当社の会計監査人である監査法人原会計事務所は、任期満了により退任となります。

つきましては、新たにE Y新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	E Y新日本有限責任監査法人		
事 務 所	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		
沿 革	2000年4月1日	太田昭和監査法人（1967年1月に設立された監査法人太田哲三事務所と1969年12月に設立された昭和監査法人の合併により1985年10月に設立）とセンチュリー監査法人（1986年1月に設立）が合併し監査法人太田昭和センチュリーを設立	
	2001年7月1日	法人名称を監査法人太田昭和センチュリーから新日本監査法人に変更	
	2008年7月1日	有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本監査法人から新日本有限責任監査法人に変更	
	2018年7月1日	法人名称を新日本有限責任監査法人からE Y新日本有限責任監査法人に変更	
概 要	資本金	1,060百万円	
	構成人員	公認会計士	3,001名
		公認会計士試験合格者等	1,179名
		その他	1,469名
		合 計	5,649名
	関与会社数	3,770社	
	事務所等	国内 東京ほか	計17カ所
		海外 ニューヨークほか	計40カ所

### ■ 会計監査人の候補者とした理由

監査役会がE Y新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に求められる独立性、品質管理体制、専門性及び適切性等のほか、当社の事業規模や業務内容に適した監査対応等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

## 第5号議案

# 当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的とし、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対し新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものであります。

### 2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

#### (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権3,700個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式370,000株を上限とし、下記(3)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

#### (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

#### (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。



② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の2年後の応当日の翌日から2027年3月31日まで

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
  - i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
  - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、2027年3月31日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができるものとする。
    - a. 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
    - b. 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
  - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、2027年3月31日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
  - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
  - i 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要な場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

ii 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、上記⑥に定めるところにより新株予約権を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の行使の条件  
上記⑥に準じて決定する。
- ix 新株予約権の取得条項  
上記⑦に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ その他新株予約権の細目等  
上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

以 上

(添付書類)

# 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

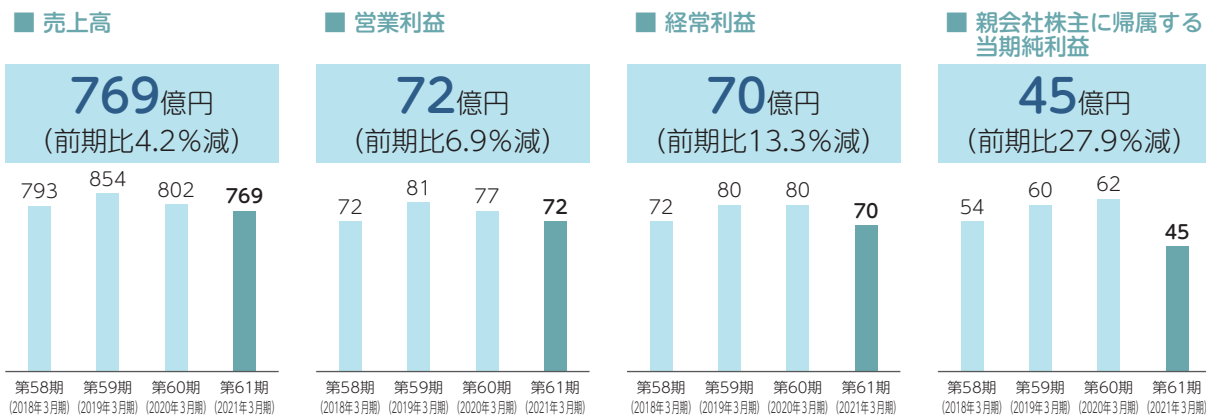
当連結会計年度における世界経済は、長期化する米中貿易摩擦による影響に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため各国が実施した渡航禁止や都市封鎖等により、経済活動が大きく停滞しました。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、回復のペースは緩やかなものに留まっています。米国では、都市封鎖解除後に雇用が回復し個人消費も持ち直しました。欧州では生産及び輸出が4月を底に回復基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を止められず、再び経済活動が停滞しました。アジアでは世界に先駆けて経済活動を再開した中国で経済の回復が持続しました。

日本経済は、5月の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後は個人消費、生産及び輸出とも持ち直しましたが、企業の設備投資が弱含む等、本格的な回復までには時間がかかる見通しです。

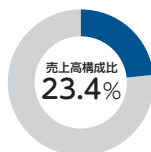
当社グループ関連の事業環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による半導体業界や電子部品業界の需要の落ち込みはほとんどなかったものの、自動車関連分野の需要が低迷し、全体として軟調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは新型コロナウイルス感染症対策をとるとともに、国内外において主力製品及び新規事業製品の拡販に注力した営業活動を継続的に展開し、生産・供給体制の拡充を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高769億4百万円（前期比4.2%減）、営業利益72億17百万円（前期比6.9%減）、経常利益70億21百万円（前期比13.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益45億36百万円（前期比27.9%減）となりました。



## (2) 事業別の概況



### 電子デバイス事業

売上高  
**18,037**百万円  
(前期比8.6%減)



#### 事業別概況

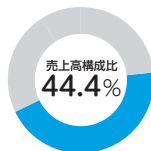
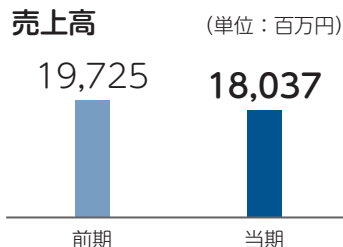
当事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による自動車業界の需要低迷等により、自動車関連入力デバイスを中心に出荷が低調に推移し、全体として売上げは前年度を下回りました。

入力デバイスは、薄型ノートパソコン用タッチパッドの出荷が好調に推移しましたが、主力の自動車向けキースイッチの出荷は期の後半回復したものの振るわず、全体として売上げは低調でした。

ディスプレイ関連デバイスは、液晶接続用コネクタの出荷が引き続き低調に推移し、光学用途向け視野角制御フィルム（VCF）の出荷も横ばいで、全体として売上げは落ち込みました。

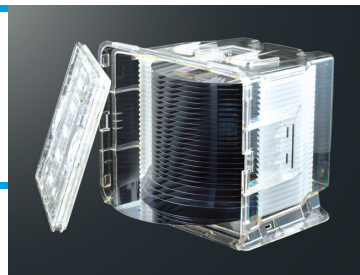
コンポーネント関連製品は、電子部品検査用コネクタの出荷が順調に推移しましたが、売上げは前年度並みとなりました。

この結果、当事業の業績は、売上高180億37百万円（前期比8.6%減）、営業利益8億89百万円（前期比45.9%減）となりました。



### 精密成形品事業

売上高  
**34,160**百万円  
(前期比2.1%増)



#### 事業別概況

当事業では、半導体関連容器やキャリアテープ関連製品の堅調な出荷が続きましたが、全体として売上げは前年度並みとなりました。

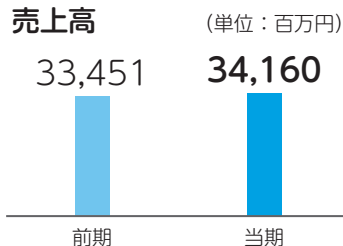
半導体関連容器は、半導体業界の底堅い需要を背景に300mmウエハー用出荷容器等の出荷が堅調に推移し、売上げを伸ばしました。

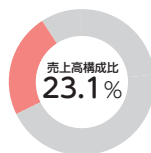
OA機器用部品は、レーザープリンター及び複写機用ローラの需要が年明けから回復に転じたものの伸び悩み、売上げは低調でした。

キャリアテープ関連製品は、自動車用及びスマートフォン用の電子部品需要が好調を維持し、売上げを伸ばしました。

シリコンゴム成形品は、主力の医療関連製品の出荷が横ばいで、全体として売上げは伸び悩みました。

この結果、当事業の業績は、売上高341億60百万円（前期比2.1%増）、営業利益55億17百万円（前期比7.6%増）となりました。





売上高  
住環境・生活資材事業 17,736百万円  
(前期比6.7%減)



### 事業別概況

当事業では、塩ビ関連製品の市場環境が非常に厳しい中、価格改定や生産効率化に努め、新規事業製品の拡販を推し進めましたが、食品包装資材や建設資材、自動車関連の素材系製品が需要低迷の影響を受けて、全体として売上げは前年度を下回りました。

ラッピングフィルム等包装資材関連製品は、スーパー向けが堅調だった反面、外食産業向けが落ち込み、全体的に出荷が振るわず、売上げは低調でした。

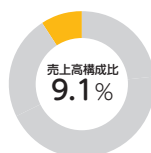
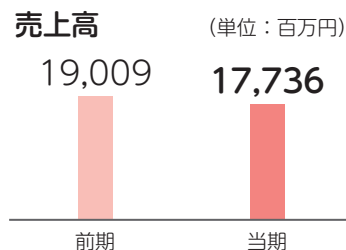
塩ビパイプ関連製品は、国内需要の低迷により受注量を確保できず、売上げは前年度を下回りました。

機能性コンパウンドは、ロボットケーブル用の出荷低調が続き、自動車用の需要も減速したため、振るいませんでした。

外装材関連製品は、価格改定、新規取引先への拡販等により秋口まで好調を維持したものの、需要が一段落して、売上げは横ばいでした。

新規事業製品のうち、導電性ポリマーは、スマートフォン部品用途及び自動車用電子部品用途の受注が増え、順調に売上げが伸びました。

この結果、当事業の業績は、売上高177億36百万円（前期比6.7%減）、営業利益5億39百万円（前期比6.2%増）となりました。



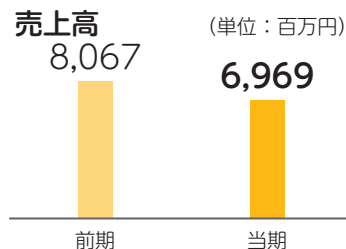
売上高  
その他 6,969百万円  
(前期比13.6%減)

### 事業別概況

工事関連では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による需要低迷の影響により、首都圏を中心に商業施設の新築・改装物件、公共施設の内装物件の受注が減少し、全体として、売上げは前年度を下回りました。

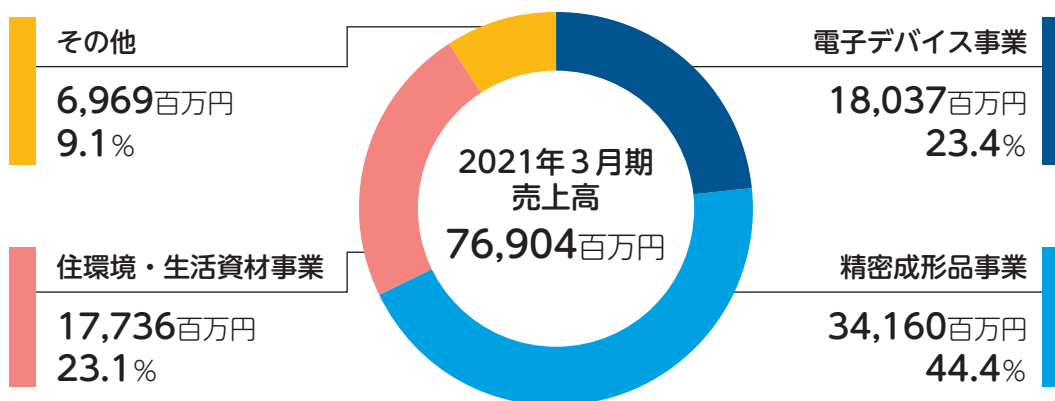
なお、上記各事業に含まれない新規事業開発関連をその他に含めております。

この結果、その他の業績は、売上高69億69百万円（前期比13.6%減）、営業利益2億72百万円（前期比43.2%減）となりました。



## 【ご参考】

### ◎事業別売上高構成比



#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達はありません。

#### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、31億47百万円であります。

その主なものは、電子デバイス製品製造設備15億円（電子デバイス事業）、精密成形品製造設備12億69百万円（精密成形品事業）及び住環境・生活資材製造設備3億65百万円（住環境・生活資材事業）であります。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループは、国内外の既存事業領域の拡大や、その周辺事業領域を含めた領域での新事業創出を優先的に対処すべき課題としております。その詳細は以下のとおりとなります。

まず、既存事業領域においては、伸びる市場に照準を合わせた製品開発、徹底した品質管理、販売力強化及び新規顧客開拓に努め、更なる成長を目指します。

具体的には、電子デバイス事業では、自動車用を中心とした入力デバイス製品を成長のけん引役として位置づけて、顧客の需要動向と業界変化に対応いたします。昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、当社グループの生産拠点の一部に影響が生じましたが、現在では、ほぼ正常な稼働状況に戻っております。また、北米、中華圏、ASEAN地域とインドにおける販売力及び生産性の向上を図るべく、最適地生産と生産拠点の連携、さらなる合理化に取り組み、事業の持続的成長に努めてまいります。



精密成形品事業では、半導体関連容器・キャリアテープ関連製品の需要増にスピード感をもって対応し、生産・供給体制の拡充を進める一方で、半導体プロセスの微細化や電子機器の小型化に伴うお客様のニーズに的確に対応し、拡販を図ってまいります。OA機器用部品は、レーザープリンター用部品・複合機用部品の需要を確実に取り込んで収益の拡大を図ります。シリコンゴム成形品は、高透明・複合化等の独自技術を生かし、医療用関連製品のさらなる拡販を推し進めるとともに、新製品開発や新市場開拓にも注力してまいります。なお、当事業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるリスクは大きくないと見通しております。

住環境・生活資材事業では、塩ビ関連製品のコスト削減や、新規事業製品の拡充・拡販等により成長軌道に乗せることを目指してまいります。特に、機能性コンパウンドや、導電性ポリマー、薄膜エンラフィルムなどの高付加価値製品の拡販を推し進め、収益の拡大に努めてまいります。なお、業務用の食品包装材料に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が今後も継続すると予想されます。

また、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるリスクについて、関連する事業において、顧客の近くで在庫の積み増し等の措置を講じており、これによって不測の事態が生じた場合の影響を軽減するよう努めております。当社グループは、引き続きサプライチェーンを守る使命を果たしてまいります。

次に、中長期にわたる成長を継続するために、既存事業領域やその周辺事業領域、成長を望める分野における新事業創出が、喫緊の課題であります。「機能性樹脂の配合技術」、「複合化」、「精密・微細加工技術」等の当社の基盤技術をより強化し、AIやシミュレーションを駆使したスピード感のある開発によって、新規テーマの発掘と、特に自動車・半導体分野における次世代の事業拡大に鋭意取り組んでまいります。M&A（合併・買収）については、収益拡大と新事業創出の手段として、引き続き実行いたします。

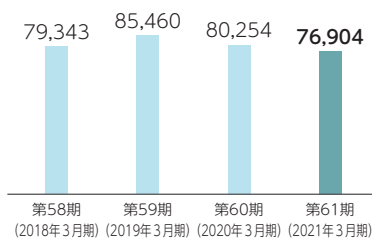
また、コンプライアンス、CSRを基本とした経営を推し進め、コーポレートガバナンスの充実を図るとともに地球環境保全への貢献、人権尊重、安全第一への取組みを強化し、企業価値の向上に努めます。

なお、当社グループは、国内外に生産拠点、販売拠点を持ち、従前から必要なリスク管理を行っております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しても、適切な対応を進めてまいりました。今後も引き続き、現地の行政当局の指示・指導に従いながら、従業員の安全を第一に対応してまいります。

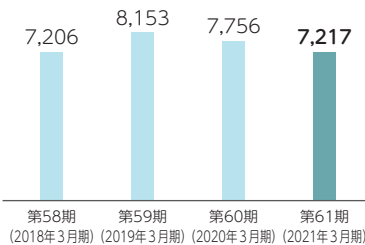
## (6) 財産及び損益の状況の推移

		第58期 (2018年3月期)	第59期 (2019年3月期)	第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	79,343	85,460	80,254	76,904
営業利益	(百万円)	7,206	8,153	7,756	7,217
経常利益	(百万円)	7,274	8,026	8,097	7,021
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,455	6,049	6,288	4,536
1株当たり当期純利益	(円)	66.48	74.27	77.55	56.09
総資産	(百万円)	103,667	107,032	105,378	108,212
純資産	(百万円)	77,510	80,560	84,538	86,677
自己資本利益率	(%)	7.3	7.7	7.6	5.3

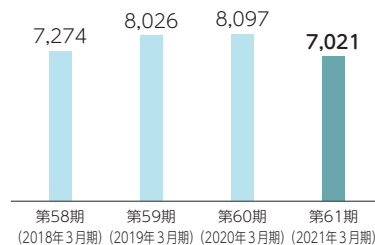
売上高 (単位：百万円)



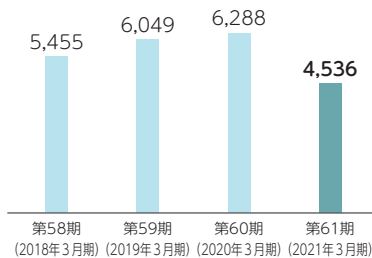
営業利益 (単位：百万円)



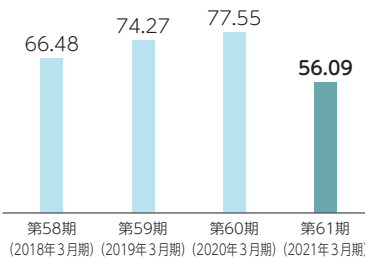
経常利益 (単位：百万円)



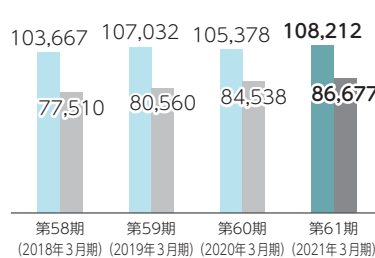
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



## (7) 重要な親会社及び子会社の状況等

### ① 親会社の状況

当社の親会社は、信越化学工業株式会社であります。

同社は当社の株式を53.1%保有しており、当社は同社から塩化ビニル樹脂、シリコーンを含む原材料の仕入れ等を行っております。

(注) 株式の保有比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ② 親会社との間の取引について

ア. 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に当たっては、価格その他の条件について、一般的な取引条件と同様の条件によることを基本とし、交渉のうえ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上場会社として、親会社からの独立性を確保して経営及び事業活動を行っており、また、上記ア. のとおり、当社の利益を害さないように留意していることから、当社取締役会は、親会社との取引の内容が適切であり、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
信越ファインテック株式会社	百万円 300	100 %	「精密成形品」等の販売及び建築内外装・店舗等の設計・施工
Shin-Etsu Polymer America, Inc.	千米ドル 7,000	100	「電子デバイス製品」の販売
Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.	千マレーシア リンギット 41,500	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の製造
Shin-Etsu Polymer Europe B.V.	千ユーロ 3,640	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
蘇州信越聚合有限公司	千米ドル 15,300	100	「電子デバイス製品」の製造
Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.	千香港ドル 14,414	*100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.	千シンガポールドル 9,194	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売

- (注) 1. 主要な事業内容は、各事業の名称等により記載しております。  
 2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。  
 3. \*印は子会社を通じて行っている出資を含めて算出している出資比率です。

## (8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、下記製品の製造及び販売等を行っております。

主 要 事 業	主 要 製 品
電 子 デ バ イ ス 事 業	入力デバイス、ディスプレイ関連デバイス、コンポーネント関連製品
精 密 成 形 品 事 業	OA機器用部品、シリコンゴム成形品、半導体関連容器、キャリアテープ関連製品
住 環 境 ・ 生 活 資 材 事 業	ラッピングフィルム等包装資材関連製品、機能性コンパウンド、塩ビパイプ関連製品、外装材関連製品
そ の 他	工事関連他

## (9) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

## ① 当 社

本 社：東京都千代田区神田須田町一丁目9番地

支店・営業所：大阪支店、名古屋支店、福岡支店、仙台営業所、広島営業所、札幌営業所

工 場：東京工場、児玉工場（以上、埼玉県）、南陽工場（山口県）、塩尻工場、長野分工場（以上、長野県）、糸魚川工場（新潟県）

## ② 子 会 社

販売・工事他：信越ファインテック株式会社（東京都）

販 売：信越聚合物（上海）有限公司（中国）

Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd. (同上)

Shin-Etsu Polymer Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)

Shin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd. (タイ)

Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)

Shin-Etsu Polymer America, Inc. (アメリカ合衆国)

Shin-Etsu Polymer Europe B.V. (オランダ)

製 造：蘇州信越聚合有限公司（中国）  
 東莞信越聚合物有限公司（同上）  
 Hymix Co., Ltd.（タイ）  
 Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.（マレーシア）  
 PT. Shin-Etsu Polymer Indonesia（インドネシア）  
 Shin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd.（インド）  
 Shin-Etsu Polymer Hungary Kft.（ハンガリー）

(10) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子デバイス事業	2,929名	+ 311名
精密成形品事業	1,808名	+ 117名
住環境・生活資材事業	243名	- 20名
その他の	109名	+ 26名
合計	5,089名	+ 434名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
996名	-34名	45歳	20年

(11) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 320,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 82,623,376株  
(自己株式1,727,742株を含んでおります。)
- (3) 株 主 数 9,001名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	千株 42,986	% 53.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,466	5.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,645	4.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	909	1.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	867	1.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	768	0.9
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	585	0.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	572	0.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	524	0.6
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	497	0.6

- (注) 1. 上記のほかに、信越ポリマー株式会社名義の株式（自己株式）が1,727千株ありますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末における新株予約権の状況

新株予約権の数	目的である株式の種類及び数
20,910個	普通株式 2,091,000株

(注) 新株予約権1個につき発行する株式数は、100株であります。

#### (2) 当事業年度末における会社役員保有する新株予約権の状況

	発年	行度	新株予約権の数	目的である株式の種類・数	払込金額	行使価額	人数	権利行使期間
取締役	2016年度		960個	普通株式 96,000株	1株当たり 100円	1株当たり 702円	3名	2018年9月13日から 2022年3月31日まで
	2016年度 (注3)		210個	普通株式 21,000株	無償	1株当たり 702円	3名	2018年9月13日から 2022年3月31日まで
	2017年度		2,600個	普通株式 260,000株	1株当たり 172円	1株当たり 1,056円	9名	2019年9月13日から 2023年3月31日まで
	2018年度		2,950個	普通株式 295,000株	1株当たり 121円	1株当たり 962円	9名	2020年9月13日から 2024年3月31日まで
	2019年度		3,050個	普通株式 305,000株	1株当たり 147円	1株当たり 759円	9名	2021年9月12日から 2025年3月31日まで
	2020年度		3,050個	普通株式 305,000株	1株当たり 191円	1株当たり 910円	9名	2022年9月11日から 2026年3月31日まで

(注) 1. 社外取締役は、当社の新株予約権を保有しておりません。

#### 2. 新株予約権の行使の条件

##### (2016年度及び2017年度発行分)

i 新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった場合、該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。

- ・ 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
- ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員

ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6箇月間に限りこれを行使することができる。

iii その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

##### (2018年度、2019年度及び2020年度発行分)

i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。

- ・ 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
- ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員



- iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
  - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
3. 取締役（3名）が、当社従業員又は当社子会社取締役であった時に交付を受けた新株予約権

### (3) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

- ① 交付した新株予約権の数  
1,560個
- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
普通株式 156,000株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 新株予約権の払込金額  
無償
- ④ 新株予約権の行使価額  
1株当たり 910円
- ⑤ 新株予約権の行使期間  
2022年9月11日から2026年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
  - i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
  - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
    - ・当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
    - ・当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
  - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
  - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質権の設定その他一切の処分行為をすることができない。

（当社従業員及び子会社取締役に対して交付した新株予約権の区分別内訳合計）

区 分	新 株 予 約 権 の 数	目的である株式の数	交 付 者 数
当 社 従 業 員	1,310個	131,000株	25名
子 会 社 取 締 役	250個	25,000株	5名

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代 表 取 締 役 長	小 野 義 昭	
専 務 取 締 役	出 戸 利 明	営業本部長
常 務 取 締 役	高 山 徹	社長室長 業務監査・環境保安管掌
常 務 取 締 役	古 川 幹 雄	営業本部新事業統括室長
常 務 取 締 役	菅 野 悟	開発本部長
取 締 役	轟 茂 道	公認会計士・税理士 轟 茂道事務所所長
取 締 役	宮 下 修	
取 締 役	柴 田 靖	管理本部長兼人事部長
取 締 役	小 林 直 樹	営業本部営業統括室長 蘇州信越聚合有限公司董事長
取 締 役	石 原 寛	信越ファインテック株式会社代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 光 男	生産本部長
常 勤 監 査 役	野 口 修 一	
常 勤 監 査 役	宮 崎 盛 雄	
監 査 役	細 木 幸 仁	

- (注) 1. 取締役 轟 茂道及び宮下修の両氏は、社外取締役であります。なお、取締役 轟 茂道及び宮下修の両氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 宮崎盛雄氏は、長年にわたる親会社経理部勤務の経験を有している等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 野口修一、宮崎盛雄及び細木幸仁の各氏は、社外監査役であります。

4. 当社は、定款の規定に基づき、社外取締役 轟 茂道及び宮下修の両氏並びに社外監査役 野口修一、宮崎盛雄及び細木幸仁の各氏とそれぞれ責任限定契約を締結しております。

その内容の概要は、次のとおりであります。

[社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の概要]

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役並びに当社の子会社のすべての取締役、執行役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が当社又は当社子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して被保険者が株主又は第三者から損害賠償請求された場合の被保険者が被る損害及び訴訟費用等が補填されることとなります。
6. 次のとおり、取締役の担当を変更しております。

(2021年6月1日付)

氏名	新担当	旧担当
高山 徹	社長室管掌 業務監査・環境保安管掌	社長室長 業務監査・環境保安管掌

7. 当社は、本総会終結後より執行役員制度を導入し、本総会の第2号議案が原案どおり承認された場合は、執行役員を以下の通りといたします。

(2021年6月25日付)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長 社長執行役員	小 野 義 昭	
取締役専務執行役員	出 戸 利 明	営業本部長
取締役常務執行役員	高 山 徹	社長室管掌
常務執行役員	古 川 幹 雄	営業本部新事業統括室長 半導体・電子部品容器事業管掌
常務執行役員	菅 野 悟	開発本部長
常務執行役員	柴 田 靖	管理本部長兼人事部長 業務監査・環境保安管掌
執行役員	小 林 直 樹	営業本部営業統括室長 蘇州信越聚合有限公司董事長
執行役員	石 原 寛	信越ファインテック株式会社代表取締役社長
執行役員	佐 藤 光 男	生産本部長
執行役員	高 橋 正 人	糸魚川工場長
執行役員	小 和 田 収	管理本部経理部長 Shin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd.社長 Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.社長 Hymix Co., Ltd. 最高経営責任者 Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.社長 Shin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd.社長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額	基 本 報 酬	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	352百万円 (22百万円)	294百万円 (22百万円)	58百万円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	29百万円 (29百万円)	29百万円 (29百万円)	— (一)
合 計	14名	382百万円	323百万円	58百万円

- (注) 1. 業績連動報酬はありません。
2. 非金銭報酬等として、取締役に対しストックオプションを付与しております。ストックオプションとして発行した新株予約権の内容及びその状況は、3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額（賞与を含む。）は、34百万円であります。
4. 取締役の報酬等の額には、当事業年度中の取締役賞与引当金繰入額57百万円が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 轟 茂道氏は、公認会計士・税理士 轟 茂道事務所所長を兼職しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

#### ② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	轟 茂 道	当事業年度の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じて、主として、経験豊富な公認会計士・税理士の専門的視点及び独立的・客観的な立場から不正防止の対応等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	宮 下 修	当事業年度の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じて、主として、総合会社における医療品事業分野での豊富な経験を生かして、また、独立的・客観的な立場からM&Aへの取り組み等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	野 口 修 一	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会20回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、経営的見地及び客観的な立場から発言を行っております。
監 査 役	宮 崎 盛 雄	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会20回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、財務・会計的見地及び客観的な立場から発言を行っております。
監 査 役	細 木 幸 仁	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会20回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、業務上の豊富な経験を生かして、また、客観的な立場から発言を行っております。

#### (4) 取締役の報酬等の決定に関する方針

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の諮問及びその答申を経た上で取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その内容は、以下のとおりです。

##### ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績及び株価を反映させ、企業価値向上に対する取締役の経営責任が明確となるような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役割に応じた固定報酬としての「基本報酬」、年次業績を反映する「賞与」及び中期の業績向上を目的とした非金銭報酬等としての「ストックオプション」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととする。

イ. 基本報酬及び賞与（いずれも金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。当社の取締役の賞与は、毎年、一定の時期に支給するものとし、担当事業の年次業績等を踏まえて、諸般の事情を総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、中期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストックオプションとし、当社の業績、社会情勢等を総合的に勘案して取締役会が決定した時期に付与するものとし、付与する個数は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

エ. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討

を行う。取締役会（オ. の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

#### オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行きわたるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、ストックオプションは、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議する。

#### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第48回定時株主総会において年額4億円以内の範囲で、具体的金額の決定は、代表取締役社長に委任する旨決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2006年6月29日開催の第46回定時株主総会において、年額3億円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を付与する旨決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の役員の個人別の報酬等の内容は、株主総会で承認された総額の範囲内で、役割等を考慮し、取締役については取締役会から授けられた代表取締役社長 小野 義昭が、任意に設置された取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申に従って決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。



## 5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人 原会計事務所

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

[会計監査人との責任限定契約の概要]

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の会計監査人としての報酬等の額	58百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 監査役会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、Shin-Etsu Polymer America, Inc.、Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.、Shin-Etsu Polymer Europe B.V.、蘇州信越聚合有限公司、Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.及びShin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

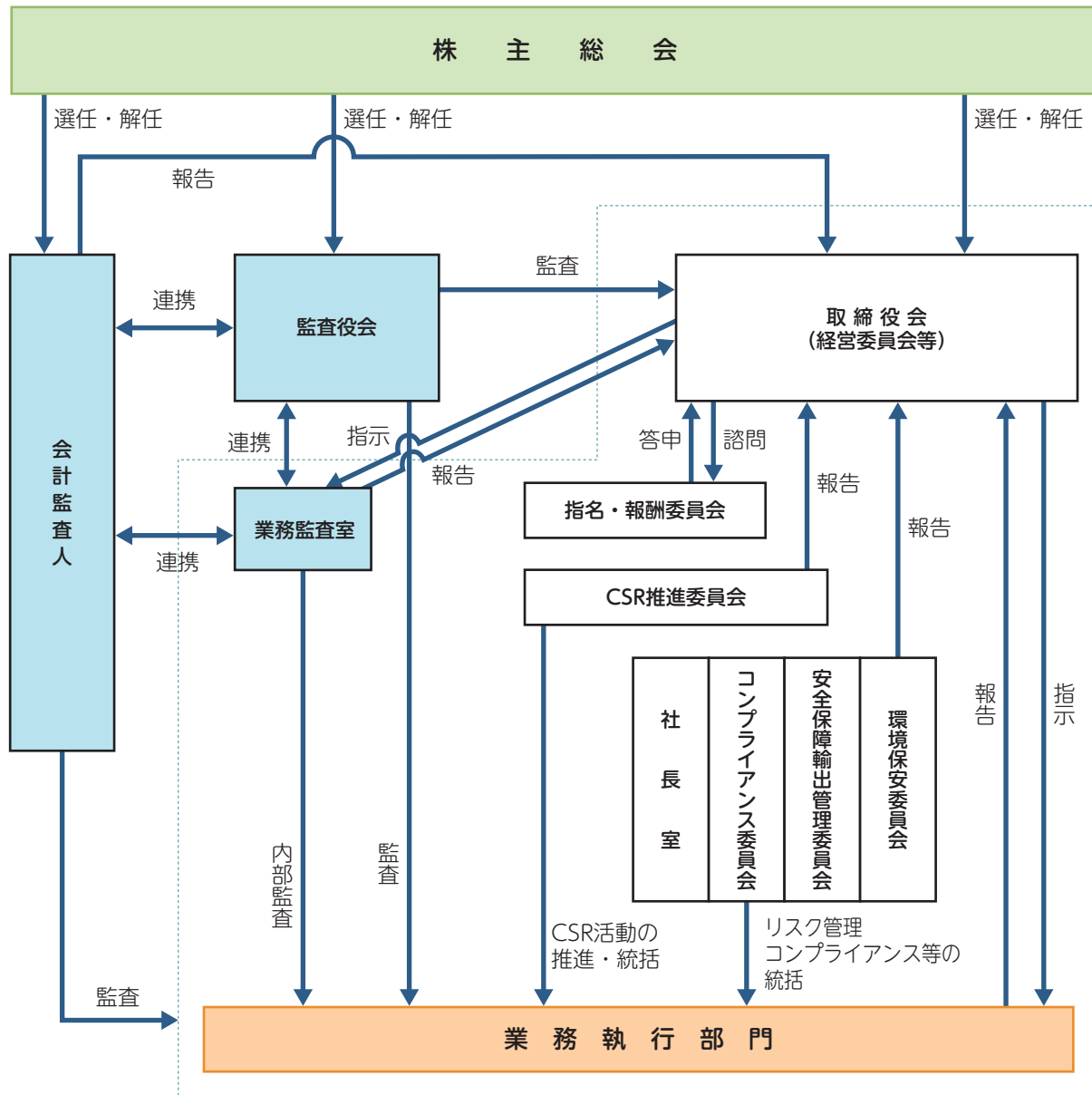
また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる等必要があると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(注) 本事業報告では、金額、株式数及び持株比率については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

【ご参考】

(2021年3月31日現在)

当社のコーポレート・ガバナンス体制図



## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>82,191</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,635</b>
現金及び預金	47,620	支払手形及び買掛金	10,171
受取手形及び売掛金	19,478	電子記録債務	2,454
電子記録債権	2,565	未払金	1,128
商品及び製品	6,221	未払法人税等	1,101
仕掛品	1,380	未払費用	2,188
原材料及び貯蔵品	3,274	賞与引当金	1,240
未収入金	1,405	役員賞与引当金	57
その他	540	その他	1,292
貸倒引当金	△ 295	<b>固定負債</b>	<b>1,899</b>
<b>固定資産</b>	<b>26,021</b>	退職給付に係る負債	1,167
<b>有形固定資産</b>	<b>22,292</b>	その他	732
建物及び構築物	7,914	<b>負債合計</b>	<b>21,535</b>
機械装置及び運搬具	4,118	<b>(純資産の部)</b>	
土地	6,615	<b>株主資本</b>	<b>89,944</b>
建設仮勘定	2,003	資本金	11,635
その他	1,639	資本剰余金	10,718
<b>無形固定資産</b>	<b>145</b>	利益剰余金	69,257
ソフトウェア	119	自己株式	△1,667
その他	26	その他の包括利益累計額	△3,581
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,583</b>	その他有価証券評価差額金	345
投資有価証券	1,789	為替換算調整勘定	△3,914
長期貸付金	139	退職給付に係る調整累計額	△ 12
繰延税金資産	810	<b>新株予約権</b>	<b>314</b>
その他	843	<b>純資産合計</b>	<b>86,677</b>
<b>資産合計</b>	<b>108,212</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>108,212</b>

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金	額
売 上 高		76,904
売 上 原 価		52,922
売 上 総 利 益		23,981
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,764
営 業 利 益		7,217
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	189	
受 取 保 険 金	123	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
そ の 他	124	443
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27	
為 替 差 損	298	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	279	
そ の 他	34	639
経 常 利 益		7,021
特 別 損 失		
減 損 損 失	619	619
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,402
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,645	
法 人 税 等 調 整 額	219	1,865
当 期 純 利 益		4,536
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,536

(ご参考)

(要約)連結キャッシュ・フロー計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	6,402
減価償却	3,511
減損	633
為替差損	244
関係会社株式の売却による増加額	△ 317
たな卸資産の減少額	650
仕入債務の増加額	314
その他	90
小計	11,808
法人税等の支払額	△1,353
その他	186
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>10,641</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の増加額	△ 808
有形固定資産の取得による支出	△2,785
投資有価証券の売却による収入	28
その他	△ 171
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△3,736</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
配当金の支払額	△1,536
その他	△ 155
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△1,691</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>△ 940</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増加額</b>	<b>4,272</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>41,675</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>45,948</b>

(要約連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2021年3月31日現在)

現金及び預金勘定	47,620百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 1,671百万円
現金及び現金同等物	45,948百万円

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>49,619</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,492</b>
現金及び預金	25,991	支払手形	168
受取手形	933	電子記録債権	1,868
電子記録債権	2,184	買掛金	8,908
売掛金	13,924	未払金	1,114
商品及び製品	3,541	未払費用	810
仕掛品	433	未払法人税等	847
原材料及び貯蔵品	1,519	預り金	4,228
未収入金	769	賞与引当金	1,100
その他の他金	499	役員賞与引当金	57
貸倒引当金	△ 178	その他の他	389
<b>固定資産</b>	<b>24,556</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,465</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,394</b>	長期未払金	81
建物	5,397	退職給付引当金	879
構築物	111	資産除去債務	504
機械及び装置	2,124	<b>負債合計</b>	<b>20,958</b>
車両運搬具	28	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	800	<b>株主資本</b>	<b>52,580</b>
土地	6,022	資本金	11,635
建設仮勘定	908	資本剰余金	10,469
<b>無形固定資産</b>	<b>117</b>	資本準備金	10,469
ソフトウェア	107	利益剰余金	32,142
その他の他	10	利益準備金	1,019
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,044</b>	その他利益剰余金	31,123
投資有価証券	845	別途積立金	15,230
関係会社株式	5,552	繰越利益剰余金	15,893
関係会社出資金	1,734	<b>自己株式</b>	△1,667
長期前払費用	111	評価・換算差額等	323
繰延税金資産	494	その他有価証券評価差額金	323
その他の他	305	<b>新株予約権</b>	<b>314</b>
<b>資産合計</b>	<b>74,176</b>	<b>純資産合計</b>	<b>53,218</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>74,176</b>

## 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額	
売上高		55,021
売上原価		39,293
売上総利益		15,727
販売費及び一般管理費		11,674
営業利益		4,053
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	1,358	
受取保険金	122	
投資有価証券売却益	2	
為替差益	61	
その他	31	1,577
営業外費用		
支払利息	18	
固定資産除却損	20	
その他	0	39
経常利益		5,591
特別損失		
減損損失	619	619
税引前当期純利益		4,972
法人税、住民税及び事業税	1,056	
法人税等調整額	33	1,089
当期純利益		3,882

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

信越ポリマー株式会社  
取締役会 御 中

監査法人 原会計事務所  
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 島 崎 義 司 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 遠 藤 朝 彦 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越ポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

信越ポリマー株式会社  
取締役会 御 中

監査法人 原会計事務所  
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 島 崎 義 司 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 遠 藤 朝 彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、株式取得による子会社化について2021年5月12日の取締役会において決議し、同日付けで株式譲渡契約を締結している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、第61期事業年度においては、上記の会議への出席、子会社との意思疎通等に際しては、適宜、オンライン形式等も使用いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月15日

信越ポリマー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	野	□	修	一	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	宮	崎	盛	雄	Ⓔ
社外監査役	細	木	幸	仁	Ⓔ

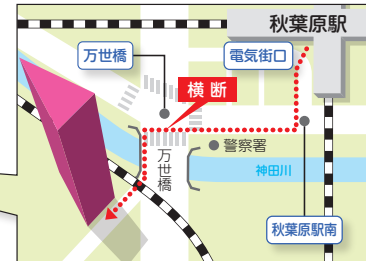
以上

# 第61回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地  
 JR神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋（4階）  
 (電話)03-6859-8200 (代表)



## 秋葉原駅からのアクセス



上図の通り万世橋交差点の**横断歩道**を渡ってから**左折**願います。  
 横断せずに左折すると、しばらく横断することができません。

## JR神田万世橋ビル



### 交通機関のご案内

- |         |            |                  |
|---------|------------|------------------|
| (JR)    | ■ 秋葉原駅     | 電気街口 …………… 徒歩5分  |
|         | ■ 御茶ノ水駅    | 聖橋口 …………… 徒歩7分   |
|         | ■ 神田駅      | 北口 …………… 徒歩7分    |
| (東京メトロ) | ■ 丸の内線淡路町駅 | A3番出口 …………… 徒歩4分 |
|         | ■ 銀座線神田駅   | 6番出口 …………… 徒歩4分  |

### NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



会場には、本総会専用の駐車場、駐輪場の用意はございませんので、  
 公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。